

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
岡谷市天竜町三丁目5328番の1地先から 諏訪郡下諏訪町西赤砂4384番の1地先まで	旧	m 16.0～20.0	km 2.3681
岡谷市天竜町三丁目5328番の1地先から 諏訪郡下諏訪町西赤砂4384番の1地先まで	新	16.0～20.0	2.3681
諏訪郡下諏訪町社字神明木166番の1地先から 諏訪郡下諏訪町社字小田野6983番の1地先まで		13.8～33.0	1.1379

道路管理課

## 長野県諏訪建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和6年10月25日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和6年10月7日

長野県諏訪建設事務所長 胡桃敏成

## 1 (1) 路 線 名 岡谷茅野線

## (2) 供用を開始する区間

岡谷市湊一丁目5636番の26地先から

諏訪市大字豊田3102番の1地先まで

## (3) 供用を開始する期日 令和6年10月7日

## 2 (1) 路 線 名 諏訪辰野線

## (2) 供用を開始する区間

諏訪市高島三丁目1201番の99地先から

諏訪市大字豊田字中曾根2400番の49地先まで

## (3) 供用を開始する期日 令和6年10月7日

道路管理課



## 公告

長野県立武道館の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせますので、その候補者を次のとおり募集します。

令和6年10月7日

長野県知事 阿部守一

## 1 施設の概要等

## (1) 名称

長野県立武道館

## (2) 所在地

佐久市猿久保165番地1

## (3) 設置目的

武道その他のスポーツの振興を図るため

## (4) 施設の概要

## ア 施設

主道場（2,348㎡）、柔道場（763㎡）、剣道場（763㎡）、会議室、師範室、器具庫、シャワー室等

イ 敷地面積 22,323㎡

ウ 建物の構造及び延床面積

鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造 地上2階建

延床面積 12,382㎡

2 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

3 応募方法等

(1) 応募方法

長野県立武道館指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に定める応募に必要な書類を令和6年10月21日（月）午後5時までに次の場所に提出してください（郵送による応募は、令和6年10月21日までに到達したものに限り受け付けます。）。

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県観光スポーツ部スポーツ振興課

電話 026 (235) 7447

(2) その他

ア 指定管理者が行う業務の範囲、応募資格その他詳細は、募集要項及び長野県立武道館管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）によります。募集要項及び仕様書は、インターネットホームページ（[https://www.pref.nagano.lg.jp/sports-ka/budoukan/shiteikanri\\_r6koushin\\_saikoubo.html](https://www.pref.nagano.lg.jp/sports-ka/budoukan/shiteikanri_r6koushin_saikoubo.html)）からダウンロードすることができるほか、(1)の場所で交付します。

イ この募集に際して収集する個人情報は、指定管理者の候補者の選定に必要な範囲でのみ利用します。

スポーツ振興課

公告

県営浅麓北大井地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和6年10月7日

長野県知事 阿部 守一

1 縦覧に供する書類

県営浅麓北大井地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和6年10月8日から令和6年11月6日まで

3 縦覧の場所

小諸市役所

農地整備課